

# 室 報



チンギスハーン陵

## ◀目 次▶

2014年度 合同研究会報告 「大学におけるインクルーシブ教育の課題と展望」 … 2	書評『人権教育総合年表—同和教育、 国際理解教育から生涯学習まで』 … 12
リハビリ用足踏み式車いすの開発について … 4	【第51号掲載の「西光万吉の「絵」の寄贈に添えて」 に関して（掲載に至る経緯とお詫び）】 … 13
ジェンダーと言語の関係は人権とどのように繋がるか？ —IGALS（第8回国際言語とジェンダー研究協会大会）に参加して— … 6	人権問題研究室研究学習会 （2014年4月～2015年1月） … 14
新基地建設反対に燃える辺野古 … 8	2014年度 関西大学泉南市民人権講座 … 14
内モンゴル自治区チンギスハーン陵訪問 —モンゴル文化の「見せ方」— … 10	

# 「大学におけるインクルーシブ教育の課題と展望」

(9月6日(土) 13:30-17:00 新関大会館北棟21会議室)

加納 恵子

障害者問題班では、中期行動計画に「大学におけるインクルーシブ教育の推進」を掲げ、2年目を迎えた。今年度から、「障害のある学生支援窓口」のある学生相談・支援センターとの連携プロジェクトとして実質的な「研究・教育の推進」をめざして動き始めている。

今回の合同研究会はそのコラボ企画として取り組まれ、他大学の先進的な実践事例に学ぼうということで、関西学院大学と同志社大学から経験豊富なパイオニア的存在である実務者2名をお招きした。また、参加者は、通常の人権問題研究室研究員の枠を超えて、図書館、学長課、人事課、社会学部、さらに地域の障害者自立支援相談事業所…など、部署横断的に関心の高い職員が多く参加され、充実した研究会となった。

(参加人数24名)

第1部は、「困難を抱える学生の学ぶ権利実現へのアプローチ－関西学院大学の取り組み－」と題して、学生活動支援機構総合支援センター課長徳田真二氏より支援体制づくりの報告があった。

古くは、ライトハウスの設立者である岩橋武夫(1898-1954)や日本点字図書館の創設者である本間一夫(1915-2003)など多くの偉人を輩出してきた大学で、建学の精神であるキリスト教主義に貫かれた人権教育の基本方針が今日的な

「障がいのある学生支援」の基本方針に反映されている。現実的な支援体制づくりにおいても、1975年の「身体障害者問題委員会答申」や、今年出された「人権教育の基本方針」といったステートメントの存在が、予算折衝においても重要なよりどころとして機能しているという話が印象に残った。障がい学生の支援窓口の呼称である「キャンパス自立支援室」にも、障がい学生へのサービスの基本方針がよく表れている。学生を単に受動的なケアの対象とみるのではなく「自立につながる支援」を掲げてアドボカシー・スキルやアサーティブなコミュニケーション促進の支援にも力を入れているとのことである。

また、近年の制度改革(国連の「障害者権利条約」の批准、「障害者基本法」の改正、「障害者差別解消法」の制定、文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告)の流れから、今後各大学における「支援のガイドライン」づくりが重要になってくるが、とりわけ「合理的配慮」として大学が行う支援の範囲を「どういう条件でどれくらいの支援ができるか」を明確に示すことが求められる時期に来ている。この議論は、第2部の具体的なケース検討で深められた。今後の課題としては、誤解を生じやすい「発達障害領域についての理解」をFD研修などで教職員に啓発する必要が急務であること、潜在化している学生への対応、大学間ネットワーク、支援テクノロジーの更新などが挙げられた。

第2部は、「障がい学生支援コーディネーターの業務とその役割－同志社大学障がい学生支援制度発足から14年を振り返って－」と題して、障がい学生支援室コーディネーターの土橋恵美子氏より、支援制度の沿革と実態を多くのエピソードを交えて紹介いただいた。

発足時のドタバタから予算が徐々に安定し、コーディネーターも増員され支援スキルの豊富



関西学院大学 学生活動支援機構 総合支援センター  
課長 徳田 真二氏

化と組織的充実の10年を経た「今」が、大きな転換点にあるという。すなわち、「障害者差別解消法」制定によって、いわゆる「合理的配慮」に基づく支援のあり方を展開していく段階を迎えたというわけである。

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定されるが、土橋氏は、この概念を利用学生（聴覚障害）の「サポートスタッフ（スキルの低いパソコン通訳）の変更のリクエスト」という「調整の困難な事例」を用いて、象徴的に解説してくれた。

つまり、コーディネーターは、これまでの支援では、「我慢してください」と利用学生を「あきらめ」や「妥協」の状態に置くしかなかったという。しかし、「合理的配慮」の視点を生かした調整では、利用学生の「スキルの高いスタッ

フがほしい」という要望をまず受けとめ、利用学生にスタッフ不足の現状を説明したうえで（納得と共通理解）、「待つだけではなく、一緒に考えよう」と提案し（対話と問題共有）、来学期に備え、一人でも技術の高いスタッフが育つように、利用学生もスタッフのキャリア形成に参加する（制度改善への当事者参画）という「調整・変更シナリオ」を共同で開発することができたというのである。

このケースが示唆することは、まず、合理的配慮が明記されたからといって、直ちに満足はいく変更が実現するとは限らないこと、それでも、「合理的配慮」の視点が有効なのは、対話を重ねることによって個々のケースに応じたオルタナティブな解決策を共同開発していく可能性が広がる点である。

「インクルーシブ（共生）教育」とは、こうした地道な対話のプロセスなしには実現できないものであり、「合理的配慮」なる新概念は、「対話を促す装置」であると気づかされた次第である。

（社会学部教授）



同志社大学障がい学生支援室  
コーディネーター 土橋 恵美子 氏



合同研究会風景

# リハビリ用足踏み式車いすの開発について

倉田 純一

「足が悪いから車いすを使っているのに、リハビリ用足踏み式とはどういうことか？」と疑問を持つ方々も多いと思うが、写真1をご覧ください。大きな2枚のステップが装備され、その後方に足踏みにより加えられた力を伝達するベルトなどが見て取れる。



写真1 リハビリ用足踏み式車いす全景

開発当初、「ステップウォーカー」と名付けていた本車いすは、「使ってみたくなる生活支援機器」を目指した一連の研究のひとつである。自分の体重を自身の足で支えることができず、車いす使用を強いられている利用者も多く、なかには、足踏みなどはできるのに移動に繋がらないことに落胆する方も少なくない。

障がい者や高齢者などの運動機能や感覚機能が十分でない利用者を意識したものづくりを指す分野として、「福祉工学」が一般的に使われているが、「生活支援工学」という言葉の方がその設計コンセプトをより明確に表していると感じる。「同じ人間として、豊かで幸福に暮らしたいが、残念ながら運動機能や感覚機能が十分でない

い。その機能を補うことによって自立してできる行為を増し、また、より充実させることに役立つ機械作りを支える工学」という意味で、生活する意欲を支援する工学としての「生活支援工学」が適当であると考えられる。

理工系教員の学部編成を超えた研究を推進する関西大学先端科学技術推進機構において、現在の理工系3学部に亘る研究グループを発足させて以来、11年目を迎える生活支援工学に関する研究であるが、その間、研究のための研究とならないよう、常に「利用者の意見を聴く」ことを研究推進のモットーとしてきた。そのため、毎年4月中旬にインテックス大阪で開催される関西最大の福祉機器展示会「バリアフリー」にも試作機器を展示し、障がい者、高齢者などの意見を聴取することを欠かさず実施している。生活支援工学は、利用者と共にものづくりを行う実学で、また、非常に社会連携の色が濃い分野でもある。このような背景の基、現在は、堺市と関西大学との地域連携事業「ユーザーフレンドリーな車いすづくりを事業化するプロジェクト」として、研究が継続されている。

この事業においては、筆者のほか、人間健康学部から2名、社会学部から1名の教員がチームを組んでおり、それぞれ、車いすの基本構想、設計・製作、身体機能からみた車いすへの助言、足踏み式車いすの普及に向けた支援、試作機の実証の場の提供などの役割分担を持っている。また、堺市との連携事業の位置づけから、堺市に事業所を有する企業との連携も強く、重量物運搬用機械を製作する企業が新たな試作に取り組んでいる。

連携企業の特徴は、「人力で重量物を運搬することを支援する機械を製造・開発する」ことであり、これからの在宅介護などの現場に必要な技術要素を有している。大学での試作機は写真1に示すように歯車様の部品が多用されていて折りたたみもできず、非常に重たく調整がし難

いものであった。しかし、連携企業は、人力を油圧などの流体圧力に変換し、その圧力を柔軟な配管で伝達するため、折りたたみ可能な構造とすることが可能である。また、機械要素間が配管で接続させることから設置位置を柔軟に決定でき、また、リハビリに対する負荷の変更も容易になる長所がある。連携企業による試作機を写真2に示す。



写真2 連携企業による試作機

写真1と比較すると座席下に収納された機械要素が少なく、構造が単純になっていることが分かる。

大学での試作機を使用した際の筋肉の活動

は、前頸骨筋（むこうずねあたりの筋肉）と腓腹筋（ふくらはぎの内側の筋肉）で強く観測された。歩行時にも、同様な傾向で、大腿直筋（ふともも前面の筋肉）と大腿二頭筋（ふともも後面の筋肉）はあまり活動していない。すなわち、歩行のためには、膝より下の筋肉の運動機能を確保する必要があり、リハビリ効果を求める部位も膝下となる。しかしながら、写真2の連携企業による試作1号機では膝下の筋肉の活動が認められず、現在、試作2号機を改良しながら、人間健康学部との連携を推進し始めたところである。

「足が悪いから車いすを使っているのに…」という疑問に対しての明確な回答を利用者から得たことがある。福祉機械の展示会に出展した際に、自力歩行ができず電動車いすを利用している障がい者が写真1のリハビリ用車いすに目を留め、電動車いすから降りて試乗した。ほんの数メートルの移動であったが、「久しぶりに自分の足で動いてみた。動けてうれしかった。」という感想に、「生きる意欲を支える生活支援機器」として機能していると感じた。自力歩行をあきらめて電動車いすを利用している他の利用者からも同様の評価が得られ、リハビリ用足踏み式車いすの有効性を実感している。製品化を目指して、努力している。

（システム理工学部准教授）



# ジェンダーと言語の関係は人権とどのように繋がるか？

—IGALA8（第8回国際言語とジェンダー研究協会大会）に参加して—

野口メアリー



一般的に言語学の研究は特に人権に関係がないと思われがちだが、私は2014年6月5日からの三日間、カナダのバンクーバー市にあるサイモン・フレーザー大学のハーバー・センターで開催されたIGALA8（第8回国際言語とジェンダー研究協会大会）に参加した際に、様々な人権問題について考えさせられた。

まず、開会式で、バンクーバー市が今立っている土地は昔カナダのファースト・ネーション（いわゆる「インディアン」）の部族の土地であったことが確認され、近くに住んでいるセイリッシュ族の長老であるElder Jimからの挨拶と大会が無事に実施されるための祈りがあった。その後、M'Girlというカナダの先住民女性3名のミュージシャンのグループが伝統のインディアンの歌を3曲演奏した。このように、大会の出発点から少数民族の人権を考慮する徴が現れた。



Elder Jim



M'Girl

また、大会のバンケットのエンターテインメントとして、バンクーバーで人気のあるアイリッシュ・ストーリーテラー（講談師）であるIvan Coyote氏が呼ばれた。女性として生まれたものの、幼い頃から自分は男性であるという気持ちが強くて、大会の一年前にとうとう体を自分のジェンダー・アイデンティティに添うよう

に変更し始めるために、胸の手術を受けた。その体験を含めて、自分の気持ちと一般社会のジェンダーに対する固定概念や偏見についての体験を、涙がでるような話と大笑いになるような話を見事に織り交ぜながら、大会の参加者に深い感動を与えつつ、多くの示唆を与えた。Coyote氏の話は聞き手を楽しませながら、個人のジェンダー・アイデンティティが社会の期待からずれた場合に、偏見が生じ、人権侵害になりがちであることを明白にした。

大会の基調講演者であったUBC（ブリティッシュ・コロンビア大学）の教授であるBonny Norton博士は、自分が貢献しているプロジェクトの理念を説明した。それは、ウガンダの英語教員と一緒にやっている共同事業で、デジタル技術を通して若い女性をエンパワーする（力を与える）企画である。ウガンダで英語を勉強している女性たちにデジタル・ビデオ・カメラを与えて、その使い方と動画をインターネットにアップするやり方を教えることによって、彼女等に自信を与えるだけでなく、伝統的に女性差別の強い社会において、彼女等がまじめに受け止められるようになり、社会的な力を与えることになる。このプロジェクトに参加した一人の若い女性は警察本部長のオフィスに行ってビデオを撮ったが、カメラを持っているだけで、力のある者として迎えられた。“I feel powerful, like a man”（「私は力強い気持ちになった一男のように」）と彼女が後に報告したという。このように、この講演は言語教育と女性の人権保護の関係を明確にした。



Ivan Coyote

大会の一般発表の中にも言語、ジェンダーと人権の関係を浮き彫りにしたものがあつた。例えば、香港大学のBrian King博士は、英語の三人称代名詞のジェンダー性を取り上げた。第三者について言及するに当たって固有名詞を繰り返して使いたくない場合、英語では「he」（彼）あるいは「she」（彼女）という代名詞の選択肢しかない。しかし、オーストラリア滞在の両性具有者（半陰陽）は自分についてこれらの代名詞が使用される場合、どちらを使っても納得できないと思って、言語学者であるKing博士に相談しに行った。英語の三人称代名詞は両性具有者を排除するので、二人はいくつかの新しい言い回しを検討した。結果として、s(he)（「シュヒー」と発音する）とhir（「ヒアー」と発音する）がいいのではないかと二人は考えたが、両性具有者は稀なので、おそらく、これらの包括的な言い回しが一般的に使用するようにもっていくことは困難であるという結論になった。

シアトル法律大学のJanet Ainsworth博士は、学会での質疑応答の時間における発言の男女バランスについての研究を発表した。1970年代の研究では、教授会において、男性の教員の発言は女性の教員のそれよりも回数が多かったし、長かったことが判明された。なお、同じごろの別の調査では、男性教員は女性教員よりもよく遮断するし、遮断する時、異議を表す傾向がみられた。Ainsworth博士は、男女平等が唱えられている現代の学術的環境において、こうした傾向は見られなくなったかどうかを調べるために、2013年9月にアメリカで開かれた法律と社会学会で開催された二つのパネル・ディスカッションの後の質疑応答の時間における発言を、発話者の性別、長さなどによって分析した。残念ながら、結果は70年代の研究とあまり変わっていなかった。一つのパネル・ディスカッションの後の質疑応答時間には、男性の質問は女性のよりも2倍長かったし、パネラーの応答も、男性の方が長かった。また、直接質問を受けて答えたパネラーは二人だけであつたが、二人とも女性であつた。もう一つのパネル・ディスカッションの質疑応答の時間では、男性のパネラーの答えの時間は女性のパネラーの答えの時間の5倍であつた。また、一人の男性パネラーは、質問をしようとした一人の女性を3回も中断した。

3回目、女性のパネラーは彼を止めようとしたが、それでも、その男性のパネラーが話し続けたという。Ainsworth博士の結果の中で最も意外なものは、一番リベラルな考えを持っている男性の発話傾向が一番支配的であつたということだ。この研究によって、女性の発言権は今でも保証されていない場合が多いということが判明された。

その他に非常に興味深かつたのは、ミシガン・テクニカル・カレッジのVictoria Bergvall博士のジェンダーと脳についての研究成果がマスコミで取り上げられる際のやりかたについての発表である。Bergvall博士によると、男性と女性の脳の活動は似ているところが多いし、差はあつても、大きくない場合が多いが、マスコミはこうした科学研究結果を報道するに当たって、面白くするために、差に焦点を当てるのだという。そして、「平均に」とか、「傾向がある」といった断定を避ける表現はカットされがちであつた。また、一番差の見られる脳の画像を用いて、男性の脳を青、女性の脳をピンクで表す傾向が強いとBergvall博士が指摘した。こうした報道のやり方によって、一般社会は男性と女性の差を大きさに考えるようになる。その影響は多くの場合、女性に不利を及ぼすとBergvall博士は主張した。

IGALA8の三日間中、170以上の発表があつたが、参加者はジェンダーと言語、メディアやコミュニケーションについて深く考えさせられた。また、直接に言語と関係のない発表も多かつた。例えば、FGM（女性器切除、女性割礼）、福島震災とジェンダー、イスラム女性教徒のヒジャブ（顔を隠すために用いるスカーフ）に対する態度などの発表があつた。発表者は北アメリカだけでなく、日本、イギリス、南米、アフリカ、ヨーロッパやアジアの他の国から多数だつた。以上のように、大会に参加した経験は、私の専門だけでなく、人権について学ぶ有意義な機会であつた。（文学部教授）



# 新基地建設反対に燃える辺野古

住田 一郎

2009年9月、民主党鳩山代表は、沖縄県普天間基地の移転は「国外移転か、最低でも県外移設！」と沖縄遊説の際、満場の聴衆を前に約束した。ところが、首相就任後、鳩山のこの発言は、日米間の大きな懸案事項となるとともに、移転先を巡り各地の反対や怒りを呼び起こした。その挙句2010年5月「米軍基地は抑止力になっている」と、沖縄の期待を裏切り、首相辞任へと至る。以後民主党政権は県外移設すら語らず、辺野古への移設を既成事実として認めた。沖縄県民の怒りは燃え上がり、この状況を巧みに捉えた現職仲井真知事は翌年の知事選で「普天間基地の県外移設」を公約にして当選した。少なくともこの時点で、沖縄県民は1996年以来の辺野古への新基地建設は「白紙撤回にも等しい」と捉えたのも当然であった。

私が初めて訪れた2011年夏、辺野古の反対運動の拠点である辺野古浜のプレハブ事務所とテント村（台風接近の為片付けられていた）は長閑な雰囲気すら感じられ、辺野古バス停前に掲げられた住民有志による基地設置反対の横断幕のみが基地設置反対の意思を示していた。しかし、現実には基地建設を推進する防衛省は地元反対住民への切り崩しに躍起になっていた。水面下では、「反対住民の戸数はいくらだ」「数十戸ぐらいなら一戸あたり一億も出せばいいだろう」と防衛事務次官が広言したと噂されるほどの事態にあり、決して国・防衛省はあきらめていないと、反対運動の事務所で、説明を受けた。

この表面的なこう着状況が急速に動き出した



ゲート前座り込み

のは2012年12月に安倍政権が発足してからであった。今年7月にアメリカの戦争への参戦を可能とする集団的自衛権の閣議決定をもって、日米同盟のさらなる強化を、アメリカに担保するためにも辺野古新基地建設は安倍政権にとって至上命令であった。政権は知事選公約で「新基地建設は県外に」を掲げて当選した仲井真知事に「あめとむち」の圧力をかけつづけた。結果、仲井真知事は公約を裏切り、県民8割もの反対を押し切って2013年12月に防衛省から提出された辺野古埋め立て許可を承認した。すでに高江地区では住民の反対を押し切ってオスプレイ（事故続きで安全性が疑問視されている）のヘリポート建設工事も進められていた。

このような度重なる国・県当局による不実、裏切り、県民不在行政に対する沖縄県民の怒りは辺野古新基地建設反対の輪をさらに広げ、基地建設につながる工事阻止へと燃え上がった。工事阻止の抗議行動は、陸上においては、辺野古に駐屯する米軍基地キャンプシュワブ第一ゲート前での座り込み、海上においては、辺野古浜及び大浦湾内でのカヌー隊によるボーリング工事への阻止行動であった。

ゲート前での座り込み行動は1950年代から伊江島での反基地闘争の指導者阿波根昌鴻さんの抵抗姿勢である非暴力に基づく整然としたものであった。連日100名前後の人びとが、沖縄県内外から駆けつけた。那覇から車で一時間をかけ親子で座り込む姿もあった。私が参加した4日間の間にも東京・静岡・京都・大阪等々からひっきりなしに人びとが入れ替わり立ち代り座り込みに加わっていた。私にとって印象的だったのは沖縄戦を幼いころに体験した70歳以上の高齢者の多さであった。特に、彼らが発した「私が物心ついたころから沖縄には米軍基地があった、基地の中に沖縄があった。米軍戦闘機やヘリコプターの墜落で多数の子どもたちが死傷し、夥しい数のレイプや傷害事件が起こった。



カヌーで平島に渡る



大浦湾の荒波をカヌーは進む

その都度私たち県民は怒りの声を上げ続けてきた。日本政府や沖縄県それに県警は『治外法権』である米軍には手も足も出ない。当事者である米軍はまったく責任を取らず、容疑者を形だけの軍法会議で裁き、本国に送還し釈放していた。こんな不合理が許されているのも米軍基地がおかれているからだ。これまでの米軍基地は私たちの意思がまったく届かない占領下に作られたものである。しかし、今回の辺野古新基地建設は従来と大きく違い、沖縄県民が初めて自らの意思を行使して新基地建設反対に立ち上がった。孫たちのためにも絶対に基地は作らせない。」との訴え、決意に胸が熱くなった。さらに、連日のテント村が毎回午前8時過ぎから設営され、午後4時過ぎにはすべての横断幕や旗それにテントそのものも撤去され、元通りの歩道に戻されることに驚いたし感動もした。

私は3日間、海上ボーリング工事阻止行動の準備としてカヌー隊の訓練を受けた。初日は波が穏やかだったので何とか基本操作も会得できたが、リーダーによると波が荒いときは大変だそう。二日目の午前中はみんなと一緒に、手前の穏やかなコースを平島まで1時間30分かけて漕ぎ渡る。午後からは外海に近い大浦湾に出て、辺野古浜に帰るコースを取るようになった。大浦湾に入るや否や波は急激に荒くなり、カヌーは木の葉のように上下左右にゆれ一生懸命漕いでいるにもかかわらず、一向に進まず、リーダーの指示であえなく随行してくれている平和丸に曳航され辺野古浜に戻った。三日目は大浦湾を横断し対岸の瀬嵩浜に向かうことになった。大浦湾の波はしけているわけでもないのに高くカヌーの進行は容易ではなかった。昨日の轍を踏まないように、アドバイスを受けながら7キロのコースを自力で漕ぎ抜いた。これはあくまで練習であり、実際に海上で海上保安庁の監視や阻止行動への妨害をかくぐってボーリング工事を阻止するまでには、私のカヌー操作術はま

だ数段のハードルがあると実感させられた。

最終日の午後は海上から新基地建設予定地の辺野古の埋め立て現場を案内してもらった。今回の計画が普天間基地の代替移設ではなく、辺野古への新基地建設である実態が手に取るようにわかる。キャンプシュワブの真新しい施設のいくらかをこわし、そこから海上にV字型の滑走路を海拔10メートルまで埋め立て、嵩上げして建設される。この当方もない量の埋め立て土砂を一体どこから持ってくるのか。滑走路の先端には既存の沖縄米軍の弾薬庫を移設する。さらに、大浦湾側には軍港を建設する。まさに新たな一大基地の建設なのである。実はこのような計画は日本が米国の占領地であった1950年代に米軍によって計画されたものとほとんど同じだそう。当時は、建設の費用はすべて米軍負担であり、あまりにも大きな財政負担だということで沙汰闇となったという。今回、財源のすべてを日米安保条約によって日本政府の負担ということで日の目をみたのである。

さらに自然保護の問題がある。過去10数年沖縄の海をはじめ全世界で海洋の自然環境を研究してきたキャサリン・ミュージック博士の指摘である。彼女は沖縄県知事に、「大浦湾に生息する青サングは現在全世界の海に残こされた唯一ともいえる貴重なものである。天然記念物のジュゴンが生息するための餌である海藻も豊富に残されているが、埋め立てによって生態系が破壊され全滅するだろう。私が入り組んできた石垣島の白保のサング礁も空港建設によって全滅した。」と基地を作らないよう訴えている。しかし、国、環境省と県当局はこの真摯な訴えを無視したままである。

沖縄辺野古では「戦争のための基地はいらない！ 辺野古・大浦湾の自然破壊を許すな！ 11月の知事選に勝利しよう！」と粘り強い闘いを今日もつづけている。 (委嘱研究員)



平和丸の背景にキャンプシュワブを望む

# 内モンゴル自治区チンギスハーン陵訪問

—モンゴル文化の「見せ方」—

山田 勅之

モンゴル系民族の居住地域は、現在主に3つの国に跨っている。1つはモンゴル国、1つは中国、1つはロシアである。これらはモンゴル国以外、モンゴル人自らの国民国家ではないが、中国では内モンゴル自治区、ロシアではブリヤート共和国とカルムイク共和国に集住している。一方、人口を見ていくと、モンゴル国の人口約256万人（2005年）に対して、中国内モンゴル自治区のモンゴル族の人口は実は倍近い約447万人（2011年）である。これらの数字から、内モンゴルにおいてモンゴル族が多数派を占めているように思われるが、自治区人口は約2481.7万人にのぼり、モンゴル族が占める割合はわずか18.14%に過ぎず、大部分を漢族が占める。モンゴル族は自らの民族名を冠した自治区においても、まさに少数民族なのである。

中国では漢族を除く55の民族が国家から少数民族として認定されているが、このうちモンゴル族をはじめ、チベット族、ウイグル族の3民族は過去に国家を有した「記憶」を持つ民族である。13世紀チンギスハーンによるモンゴル帝国の建国、フビライによる大元帝国の成立などを俟たないが、2011年5月の炭鉱労働者による遊牧民ひき逃げ事件に端を発した抗議デモ以外、チベット族やウイグル族のような激しい民族問題は表面化していない。

私はこれまで雲南、チベット、新疆において政治経済の動態を観光現象の分析を通じて検討してきた。内モンゴルへは平成23～25年科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究「チベット、新疆、内モンゴル3自治区における観光産業発展の動態」と平成26～29年科学研究費助成事業基盤研究（B）「新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区の観光動態に関する総合研究」の助成のもと、2013年2月と9月、2014年8月の計3回訪れた。本稿ではオルドス市のチンギスハーン陵の実情を報告したい。

オルドス市は黄河の大屈曲部、漢族からは河

套と呼ばれる地域に位置し、2001年イヒジョー盟と東勝市を廃止改編して成立した。オルドスとはオルドの複数形で宮殿を意味するモンゴル語である。前述の通りチンギスハーンはモンゴル帝国の建国者であるが、中国政府の捉え方は中華民族統一の基礎を築いた中国の偉大な統治者の一人というものである。このチンギスハーンを祀る陵墓がオルドス市の南部にある。

チンギスハーンは1227年西夏討伐の途上、現在の甘粛省六盤山で亡くなったとされる。逝去後、遺体は馬車に乗せられてチンギスハーン生誕の地へ向かったとされるが、具体的な埋葬地は不明である。かつてオルドス地域にはチンギスハーンを対象とするゲル（幕帳）の祭殿が散在していた。これらをモンゴル人たちは「ナイマン・チャガン・オルド」と呼び、漢族は「八白宮」または「八白室」と呼んでいる。八白宮（以降八白宮と記す）は1954年、現在の地に集められ、中国政府の管轄下に置かれた。2006年には改修拡張されて現在のような姿になった（表紙及び9頁写真参照）。さらに2010年には国家旅游景区のうち最高位の5Aに認定された。なお、これは万里の長城や故宮博物院と同等であり、中華民族の代表的な文化歴史が特に発露されている観光地と中国政府が認めたものといえる。

まず入り口を通過すると99段の階段があり、これを登ると陵宮がある。陵宮は正殿、後殿、西殿、東殿に分かれているが、これはモンゴル族の伝統に則ったものではない。正殿内中央にはチンギスハーンの彫像が据えられ、そこを抜けると後殿がある。この後殿には3つのゲルがある。これらはいずれも八白宮を構成していたもので、中央がチンギスハーンと第一夫人ボルテールジン皇后の白宮で、向かって右側がクラン妃の白宮、左側がイエスウイ妃とイエスウガン妃姉妹の白宮である。ここにはいわゆる観光客のほかには参拝に訪れるモンゴル族の姿が多く、現金や食べ物、酒、ハタク（祝布、チベットのカタ



内モンゴル自治区オルドス・チンギスハーン陵

と同じ)などを供え、ダルハトと呼ばれる祭祀を司る者から儀礼を受ける場となっている。このダルハトは世襲制で、700年にわたって代々八白宮で祭祀を司ってきた集団である。現在はこのチンギスハーン陵に30人余りが雇用されているという。

西殿にも八白宮を構成する3つのゲルがある。一つは「手綱の白宮」、一つは「弓矢の白宮」、一つは「ボロ・ウンドゥル(馬乳酒を入れる桶)の白宮」である。各々にはチンギスハーンが使用した手綱と弓矢、馬乳酒の桶が安置されているといわれる。

東殿には2つのゲルがある。一つは「卵白色馬の白宮」と呼ばれるものである。モンゴル人は古くから白色系の馬を珍重し、卵白色馬はチンギスハーンが神に捧げた「神の馬」の系統と言われる。もう一つは「文書館の白宮」と呼ばれ、祭祀の文書、歴史文書が保存されていたといわれる。

このようにチンギスハーン陵宮の恒久的建物内に八白宮の全てが収められている。

また、陵宮を出て西側にはスウルデ祭壇がある。スウルデとは軍神を意味し、モンゴルの各部族はそれぞれスウルデを有している。チンギスハーンのそれは黒いスウルデと呼ばれる。陵宮の東側にはオボが並ぶ。オボとは天地の神々を祭る石の堆積である。ここには、12の小オボと1の大オボ、計13のオボが並んでいる。

また、チンギスハーン陵では様々な伝統祭祀が執り行われている。その中でも「四季の大宴」と呼ばれる大祭がある。これは八白宮の祭祀でフバイヤーンが編集したとされる『十善福白史』に拠っており、約700年にわたって続いているという。それぞれ、以下の通りである。

春季(3月21日)「白い群れの宴」

夏季(5月15日)「湖の大宴」

秋季(9月12日)「口枷の大宴」

冬季(10月3日)「皮綱を用意する大宴」

日付はいずれも旧暦である。従って毎年開催日が変わる。これらのうち、最も参拝者が多いのは春季の「白い群れの宴」で約9万人、次いで夏季の「湖の大宴」で約2万人、秋季の「口枷の大宴」と冬季の「皮綱を用意する大宴」は少ないとのことである。また、この「四季の大宴」においては入場料が無料となる。来訪者のほとんどがモンゴル族で、モンゴル国、ロシア・ブリヤートのモンゴル人も来るとのことである。

前述の通り、1954年に各地に散在していた八白宮を集めて現在の地がチンギスハーン陵に定められた。もちろん、それ以前に「四季の大典」はこの地で催されていなかった。しかし、現在「四季の大典」全てがここチンギスハーン陵で執り行われており、大勢のモンゴル族、国外のモンゴル人たちがやって来ることから、中国政府が政治的判断のもとで定めた地とはいえ、彼らにとって一種の聖地と化していることがわかる。

その一方で、2005年以来チンギスハーン陵観光文化週間としてナーダム祭が7月18日～24日の間に開催され、期間中約14万人の観光客を集めるという。ここで言う観光客とは主としてモンゴル族ではなく漢族である。

以上から、伝統文化の保護と観光振興が両立しているように見えなくもない。しかしながら、チンギスハーンをモンゴル民族の英雄と見做すか、中華民族形成の立役者の一人と見做すか、このような相異なる価値観が折り重なるチンギスハーン陵の動態を分析することは、中国政府の内モンゴルにおける民族政策の一端を知ることにつながると考えられる。

この点に関する検討は後日を期したい。

(委嘱研究員)

## 書評

上杉孝實、平沢安政、松波めぐみ（編著）

# 『人権教育総合年表—同和教育、国際理解教育から生涯学習まで』

(2013、明石書店)



評者：若槻 健

本書は、世界人権問題研究センターの研究第5部「人権教育の理論と方法研究」の研究員の共同作業により生み出された、文字通り人権教育の総合「年表」である。扱われている領域は、「同和教育」、「社会教育における人権教育」、「生涯学習」、「国際理解・開発教育」、「在日コリアンの教育」、「平和教育」、「ジェンダーと人権教育」、「子どもの人権」、「障害児教育」と多方面にわたった労作である。

世界人権問題研究センターは、1994年に研究財団として設立されて以降、人権問題にかかわる研究成果や情報を京都から国内外に発信してきた。研究第5部は、もっとも新しいセクションで、個別の人権課題の研究者が、お互いの問題意識や視点を交差させながら、人権教育という共通の問題にアプローチしようとする、いわば「個別と普遍の有機的統合」をめざす部会であるという。

世界人権問題研究センターからは、すでに1999年に『人権歴史年表』（山川出版社）が刊行されており、そこでは「異域・民族問題」、「同和問題」、「障害者問題」、「社会福祉関係」、「女性問題」、「世界の人権」の6カテゴリーに分類して、出来事が通史的につづられている。それに対し本書は、単なる出来事の年表にとどまらず、その出来事からどのような「意味」を読み取ることができるのかに焦点を当てているところに特長がある。したがって、各章は、〈年表+解説〉のかたちをとっている。「解説」では、領域によって適切な時代区分がされ、運動や政策、法律、研究などがどのように展開されてきたのかが記述されている。章によって、研究史（言説史）的側面が強かったり、運動史的側面が強かったりということはあるが、当該領域の歴史的な流れが具体的にわかりやすくまとめられている。

各年表は、「ローカル（地域）」、「ナショナル（国内）」、「インターナショナル（国際）」、「研究・出版」に分けられ、例えばローカルな出来事とナショナルな出来事がどのように関連しているのか／いないのかを見通すことができるようになっていっている。また、出来事には、5つのカテゴリーを示すマークが印されている。すなわち、**法**（法律や宣言など）、**政**（政策）、**研**（研究・出版物）、**実**（実践や運動など）、**行**（各種行事など）である。これら5つのカテゴリーによって、それぞれが影響を与え合って歴史が作られていったと過程を追いやすくなっている。

紙幅の都合上すべての章に言及することはできないが、人権問題研究室の松波研究員執筆の第9章「障害児教育」の「解説」を概観しよう。まず人権教育の四側面にかんがみて、障害児教育に第一に重要なのは、教育権の保障を意味する「人権としての教育」であると述べられる。加えて、差別解消や共生社会に向けたスキルを獲得する「人権のための教育」が「人権としての教育」に絡み合っていく。そうした側面に注目すると、障害児教育の歴史においては、「教育対象の拡大」と『『ともに学ぶ』ことをめざす教育運動』という二つの軸が設定されるという。この二つの軸を念頭に置きながら、戦後の学校教育法、養護学校義務制の完全実施、「全員就学」と発達保障論、「ともに学ぶ」教育運動、サラマンカ宣言、障害者権利条約など国内外の動向、国の制度から研究動向、社会運動がどのように関連して現在に至っているのかがわかりやすく示されている。

「年表」という特性上、各執筆者は、熱い「思い」を持ちながらも、自身の「主張」を述べるというよりは、できるだけ平易にそれぞれの領域について、多面的な「見取り図」を提示する

ことに努められたように思う。この見取り図を手掛かりに、各領域内で研究者、実践者の議論が深まることが期待できよう。そして、領域を超えて、人権教育の深化に取り組む議論の出発点になるかもしれない。さらには、(私にとってはこれが最も重要に思われるが)、人権問題に必ずしも詳しくない一般の「市民」にとって、人権教育を知り、より深く学んでいく入口になることができるのではないだろうか。すでに知識や思いを共有している者同士の「会話」ではな

く、知識も思いも共有していないもの同士の「対話」が始まることを期待したい。

なお、今回〈年表+解説〉のかたちをとるまでのボリュームがなかった領域(「大学と同和教育」、「ニューカマー外国人児童生徒の教育」、「アイヌ民族の教育」、「性的少数者」など)については、コラムという形で執筆されている。今後、より詳細な年表が作成される予定であるようだ。こちらにも期待したいところである。

(文学部准教授)

### 【第51号掲載の「西光万吉の『絵』の寄贈に添えて」に関して(掲載に至る経緯とお詫び)】

本『室報』第51号(2013年7月10日発行)に2014年3月まで当研究室委嘱研究員であった宮橋國臣氏の「西光万吉の『絵』の寄贈に添えて」という文章を掲載しました。これは宮橋氏より当研究室が西光万吉の絵画作品の寄贈を受けましたので、宮橋氏にその絵画にまつわるエピソードなどの執筆を依頼したものでした。

ところが、『室報』第51号を発行後、学外の複数の方々より、その文章表現に問題があるのではないかとのご指摘をいただきました。そこで、当研究室の室長である石元と当該『室報』の編集責任者であった熊谷が宮橋氏の文章を再読した結果、掲載するには相応しくなかった、以下の4か所に及ぶ記述があると判断いたしました。

- ① 宮橋氏が高校2年のときに、宮橋氏の自宅の「借地期限が来たとして、解放同盟柏原支部から共同浴場の建て替え用地として返還(「地区改」事業実施以前)を執拗に迫られた結果、何らの援助もなく」、転居せざるを得なかったことについて、「今から思えば、この事実は今日の運動団体の『病巣』を垣間見せていたのである」とした記述、
- ② 奈良県御所市にある水平社博物館について、「『水平社研究』の拠点を自負するあまり、偏狭な『権威主義』に陥り、紙面の些末な『事実』に拘泥する姿勢には省察力はうかがえない」とした記述、
- ③ 宮橋氏が著書を出版した際、水平社博物館が「小著に掲載の『燕会同人の写真』等が同館所蔵と明記していないと因縁をつけ、『権威』を振りかざし始めたのだ。『嫌がらせだ』と密かに同情を寄せられた歴史家もおられた。尤も掲載史料の多くは、小生が事務局担当以前の『聞き取

り』時代に入手したものであり、事務局員を辞す際に同館にも一部を残したのである。まさかの姑息な裏切りに、関係者と運動体への不信と失望は禁じ得なかった」とした記述、

- ④ 宮橋氏の著作を原作とした啓発映画『三月三日の風』について、「解放同盟奈良県連は、この制作にも狭量な『因縁』をつけてきた」とした記述。

本『室報』は学問研究の自由を尊重しつつ、大学の付属研究機関の刊行物として人権問題に関する論述を展開する場ではありますが、個人的事情に関わる問題を無制限に掲載するものではなく、ましてや個人的事情に因って特定の個人や団体を不穏当な表現で誹謗するような文の掲載を許容するところではありません。したがって、本来なら、編集段階で上記の不適切な表現に関し、宮橋氏に当該箇所の書き換えを申し出るべきでした。このため、提出された原稿を熟読し、校正においてもチェックを入れるべき編集作業が不十分であったという誹りを免れ得ません。

私たちは、編集段階での上記の如き不注意を深く反省し、ここに不快な思いをされた関係各位にお詫び申し上げる次第です。以後、こうした不手際を起すことがないよう、万全の編集体制で臨む所存であります。

今後とも宜しく御指導御鞭撻のほど、お願い申し上げます。

2015年1月10日

関西大学人権問題研究室室長 石元清英  
『室報』第51号編集責任者 熊谷明泰

## 人権問題研究室研究学習会 (2014年4月～2015年1月)

日程	テーマ	講師	会場
4月11日(金)	現代に残る「女人禁制」	源 淳子 (委嘱研究員)	人権問題研究室
5月 9日(金)	アイヌ語継承運動の現在	中川 裕 (千葉大学文学部教授)	
6月13日(金)	高等教育における障害者排除の 構造と包摂のための戦略 - 障害学生支援の論理と射程 -	倉本 智明 (関西大学社会学部 非常勤講師)	
7月11日(金)	出会い・つながりが未来をひらく ～人権のアンテナから見えたもの～	島山 慎二 (富田ふれ愛義塾代表)	
10月10日(金)	日本人男性の「男性性」 - 軍事化プロセスにおける「少年」を捉えて -	内田 雅克 (東北芸術工科大学 教養センター教授)	
11月14日(金)	学生相談・支援センターの日々 ～現在と未来～	神藤 典子 (学生相談・支援センター 事務グループ長)	
12月12日(金)	逆境を生き抜くブラジル人学校 - 経営戦略に着目して	山ノ内 裕子 (文学部准教授)	
1月 9日(金)	排除に対抗する学校	若槻 健 (文学部准教授)	

## 2014年度 関西大学泉南市民人権講座

開催日	講師	会場	
11月 7日(金)	無意識に伝わった「女らしさ」 「男らしさ」をもう一度考えよう！ ～子どもに今・伝えたい大切なこと～	源 淳子 (関西大学人権問題研究室委嘱研究員)	泉南市総合福祉 センター 大会議室

### 編集後記

今号も、実にバラエティに富んだ記事が集まった。

まず、障害者問題班からは、幹事の加納が、「障害のある学生支援」を実施している学生相談・支援センターとの連携プロジェクトの一環として、「大学におけるインクルーシブ教育の課題と展望」と題する合同研究会の報告をしている。また、生活支援工学を推進されている倉田純一氏には、今年度実用化に大きな弾みをつけた「リハビリ用足踏み式車椅子」開発ストーリーの速報をお伝えいただいた。(なお、「障害」「障がい」「障壁」など「ショウガイ」の表記については、執筆者の意図や文脈を尊重して、統一しないことをおこわりしておく。)

ジェンダー班からは、野口メアリー氏が「第8回国際言語とジェンダー研究協会大会」での興味深い発表を人権パースペクティブでシャープに切り取って報告いただいている。たとえば、三人称代名詞におけるs(he)（「シユヒー」と発音）やhir（「ヒアー」と発音）の発明など、実用化は難しくとも、想像（創造！）するだけでも楽しい。

部落問題班からは、住田一郎氏が沖縄の辺野古新基地建設反対運動に参加して体感した、沖縄のひっ迫した窮状と反対運動の熱意を伝えてくれた。そして11月の知事選、12月の衆議院選の結果は、この「沖縄の意思」を明確

に私たちに示したと思う。

人種・民族問題班からは、山田勲之氏による「内モンゴル自治区のチンギスハーン陵訪問記」である。チンギスハーンをモンゴル民族の英雄とみなすのか中華民族形成の立役者とみなすのかといった議論を陵の実情から動態分析することで中国政府の内モンゴルにおける民族政策の一端をうかがい知ろうというわけである。

書評では、若槻健氏が、上杉孝實、平沢安政、松波めぐみ編著『人権教育総合年表—同和教育、国際理解教育から生涯教育まで』（2013、明石書店）を取り上げている。なかでも研究員である松波氏の執筆担当である「障害児教育」を中心に考察されている。

(加納恵子)

関西大学人権問題研究室室報 第54号  
2015年 1月10日発行  
発行／関西大学人権問題研究室  
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号  
電話 (06) 6368-1182  
FAX (06) 6368-0081  
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>